

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2026年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

＜設例＞

羽田和幸さんと妻の千恵美さんは、ともに民間企業に勤務する共働き夫婦である。和幸さんと千恵美さんは、第1子が誕生したことを機に、今後のライフプランやライフイベントなどについて、FPで税理士でもある近藤さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2026年9月1日現在のものである。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
羽田 和幸	本人	1990年5月11日	36歳	会社員
千恵美	妻	1991年6月16日	35歳	会社員
哲平	長男	2026年8月22日	0歳	

〔羽田家の状況〕

- ・ 和幸さんおよび千恵美さんは、大学卒業後、会社員となり、その後、結婚して今日に至る。千恵美さんは、現在は産後休業中であり、産後休業に引き続いて育児休業を取得する予定である。2人とも現在の会社で定年まで働き続ける予定である。

〔羽田家の年収（2025年分）〕

- ・ 和幸さん 給与収入750万円（税込み）
- ・ 千恵美さん 給与収入350万円（税込み）

〔自宅の状況〕

- ・ 現在は賃貸マンションに居住している。
- ・ 第1子の誕生を機にマンションの購入を検討している。

〔保有金融資産（生命保険等を除く）〕 残高合計1,000万円（時価）

名義	金融商品	残高
和幸さん	普通預金	400万円
	定期預金	200万円
千恵美さん	普通預金	250万円
	定期預金	150万円

〔生命保険の加入状況〕

保険種類	保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
定期保険	和幸さん	和幸さん	千恵美さん

問 1

和幸さんは、勤務先で加入している企業型確定拠出年金について詳しく知りたいと思い、FPの近藤さんに質問をした。近藤さんが説明した企業型確定拠出年金の加入者資格喪失後の自動移換に関する下記＜資料＞の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを記入しなさい。

＜資料＞

- ・ 60歳になる前に会社を退職し、企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した場合、所定の期間内に手続き（移換または脱退一時金の受取り）を取らなかったときは、原則として、その人の個人別管理資産は自動的に（ ア ）に移し換えられる。これを自動移換という。
- ・ 所定の期間内とは、加入者資格喪失日の翌月から（ イ ）である。
- ・ 自動移換されている期間は確定拠出年金の通算加入者等期間に（ ウ ）。

＜語群＞

- | | | |
|------------|-----------|--------------|
| 1. 企業年金連合会 | 2. 資産管理機関 | 3. 国民年金基金連合会 |
| 4. 3ヵ月以内 | 5. 4ヵ月以内 | 6. 6ヵ月以内 |
| 7. 算入される | 8. 算入されない | |

問2

和幸さん夫婦は、FPの近藤さんに住宅取得計画の相談をした。下記＜条件＞に基づく購入可能な物件価格（消費税込み）の上限を計算しなさい。なお、計算過程において円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローン借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、贈与税については考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜条件＞

- ・ 自己資金400万円と和幸さんの父から贈与される500万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンは和幸さんが単独で借り入れるものとし、借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が2025年分の和幸さんの年収（税込み）の25%以内になるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、以下のとおりとし、記載されている数値は正しいものとする。

金利：年2.0%（全期間固定金利）

返済期間：35年（返済回数420回）

返済方法：元利均等返済、毎月返済（ボーナス返済なし）

返済月額：下表参照

[借入額100万円当たりの元利合計返済月額]

返済期間	適用金利		
	1.0%	1.5%	2.0%
25年	3,768円	3,999円	4,238円
30年	3,216円	3,451円	3,696円
35年	2,822円	3,061円	3,312円

- ・ 住宅購入のための諸費用（消費税込み）は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充当する。

問 3

千恵美さんは、民間企業に勤務する雇用保険の被保険者であり、育児休業の取得を予定している。雇用保険の育児休業等給付の概要に関する下記＜資料＞の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

＜資料＞

育児休業等給付として、子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。

給付金名	支給条件	支給額
育児休業給付金	1歳未満の子どもを育てるために 育児休業を取得	休業前の給与の（ イ ）※
出生時育児休業 給付金	子どもの出生後（ ア ）以内に 育児休業を取得	
出生後休業支援 給付金	（ ウ ）育児休業を取得	上記に***%上乗せ
育児時短就業 給付金	2歳未満の子どもを育てるために 時短勤務を実施	時短勤務中の給与の10%

※育児休業開始から181日目以降は***%。

（出所）厚生労働省HPを基に作成

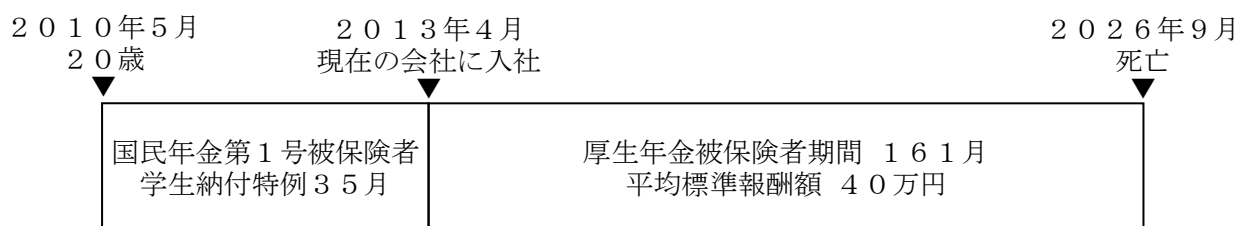
- 1. （ア）8週間 （イ）80% （ウ）父親が
- 2. （ア）1ヵ月 （イ）80% （ウ）両親とも
- 3. （ア）8週間 （イ）67% （ウ）両親とも
- 4. （ア）1ヵ月 （イ）67% （ウ）父親が

問 4

千恵美さんは哲平さんが誕生したこともあり、和幸さんに万一のことがあった場合の死亡保障を見直したいと考えている。仮に、和幸さんが厚生年金加入中の2026年9月に死亡した場合、死亡時点において千恵美さんに支給される遺族厚生年金と遺族基礎年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、和幸さんの公的年金加入歴および年金額の計算式は、下記＜資料＞に基づくものとし、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入するものとする。また、記載のない遺族年金の支給要件は、すべて満たされているものとする。

＜資料＞

[和幸さんの公的年金加入歴]



[遺族厚生年金]

- ・ 年金額 = (① + ②) × 3 / 4

- ① 2003年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

- ② 2003年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

※被保険者期間の月数が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

- ・ 中高齢寡婦加算額：635,500円

[遺族基礎年金]

- ・ 年金額：847,300円

- ・ 子の加算額：第1子および第2子 1人当たり243,800円
第3子以降 1人当たり 81,300円

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 遺族厚生年金 657,720円 | 遺族基礎年金 1,091,100円 |
| 2. 遺族厚生年金 493,290円 | 遺族基礎年金 847,300円 |
| 3. 遺族厚生年金 657,720円 | 遺族基礎年金 847,300円 |
| 4. 遺族厚生年金 493,290円 | 遺族基礎年金 1,091,100円 |

問5

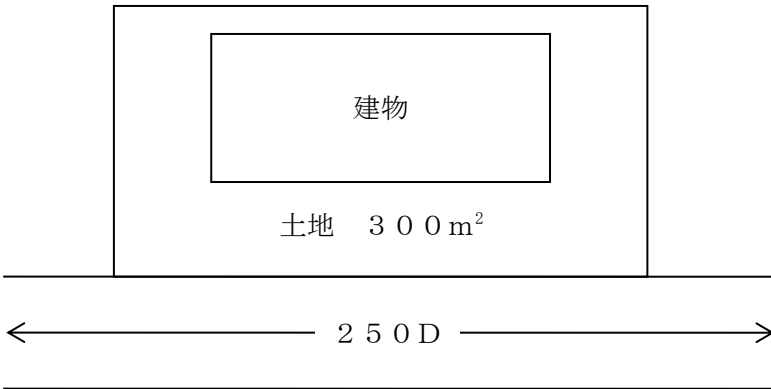
和幸さんの父の裕司さんは、将来の相続に備えて、FPで税理士でもある近藤さんに質問をした。相続発生後の相続の承認および放棄に関する近藤さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「相続の放棄があったことにより新たに相続人となった人が、その相続の承認をした後に、相続の放棄をした人が相続財産の一部を隠匿した場合、その相続の放棄をした人は単純承認したものとみなされます。」
- （イ）「相続人が相続発生後に、まだ相続放棄をするか決めていないときに、相続財産に含まれる動産について、期間を3ヵ月とする賃貸に出した場合、単純承認したものとみなされません。」
- （ウ）「相続人が相続の放棄をした後に、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が被相続人である生命保険契約に基づく死亡保険金を受け取った場合でも、単純承認したものとみなされません。」
- （エ）「遺留分権利者が相続の放棄をした場合、その相続の放棄をした人は遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができなくなります。」

問6

和幸さんの父の裕司さんは、下記＜資料＞の土地およびその土地上にある建物を所有し、建物については貸家として第三者に適正な家賃で貸している。将来、この土地は和幸さんが相続する予定であるため、和幸さんは、FPで税理士でもある近藤さんにこの土地の相続税評価額の試算を依頼した。裕司さんの相続に係るこの土地の相続税評価額を計算しなさい。なお、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

 建物 土地 300 m² ← 25.0 D → ・ 奥行価格補正率 1.00 ・ 借地権割合 60% ・ 借家権割合 30% ・ 賃貸割合 100% ・ その他の記載のない条件については一切考慮しないものとする。

問 7

和幸さんの母の裕子さんは、現在加入している下記＜資料＞の生命保険の保障内容を確認することにした。次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しており、裕子さんは、これまでに＜資料＞の生命保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとし、免責事項に該当する事由はないものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料 1＞

ご契約主要項目		契約者・被保険者・受取人	
証券番号	〇〇〇〇〇－△△△	契約者	羽田 裕子様
保険の種類	医療保険	被保険者様（ご本人様）	羽田 裕子様
契約日	2009年3月12日	指定代理請求人	羽田 和幸様
保険料	年払 ××, ×××円		
主契約保険期間	終身		
主契約払込期間	60歳		

ご契約内容	
医療保険（40日型）	—
女性疾病入院特約（40日型） （1回の入院につき40日まで、通算1,000日まで）	終身
先進医療特約	終身
死亡保険金不担保特則	—

ご本人様の保障（被保険者様を「ご本人様」として保障内容をご案内しております。）	
【病気の保障】	
●病気により1日以上入院したとき	入院1日目から 5,000円
さらに、女性特有、女性に多い所定の病気で入院したとき	入院1日につき +5,000円
●病気で所定の手術を受けたとき	手術の種類により5,000円 の40・20・10倍
【けがの保障】	
●けがにより1日以上入院したとき	入院1日目から 5,000円
●けがで所定の手術を受けたとき	手術の種類により5,000円 の40・20・10倍
【備考】	
●死亡保険金はありません。ただし、保険料払込期間満了後にご本人様が死亡し、かつすべての保険料が払い込まれていた場合、解約返戻金として入院日額の10倍をお支払いします。	
●入院保障については、1回の入院および通算の支払限度日数があり、それを超えた入院はお支払い対象外となります。詳しくは証券・約款をご確認ください。	
●ご本人様が所定（※）の先進医療による療養を受けた場合、先進医療給付金としてその技術料相当額（通算2,000万円限度）をお支払いします。（※）厚生労働大臣の定める先進医療で、療養を受けた日現在に規定されていること、および厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものであることを要します。	

<資料 2>

<無配当 がん保険>				・ 責任開始日 2015年1月27日	
・ 保険期間の始期（契約日） 2014年10月20日 ・ 保険期間の終期（満了日） 終身		・ 払込方法（回数） 年払（毎年10月） ・ 保険証券番号 □□□-▲▲▲▲		・ 払込期月の終期 2031年10月1日～末日 （2031年10月～ 2032年9月分保険料）	
・ 保険契約者 羽田 裕子様 ・ 被保険者 羽田 裕子様 ・ 生年月日 1966年12月1日 ・ 性別 女性 ・ 契約年齢 47歳			・ 死亡保険金受取人 死亡保険金はありません。 ・ 上記指定以外の保険金・給付金等受取人 羽田 裕子様 ・ 指定代理請求特約指定代理請求人 羽田 和幸様		

	保険金・年金・給付金 等の種類	保険 期間	払込 期間	支払事由の概要	保険金額・年金額・ 給付金額等	保険料
主 契 約 ・ 特 約 ・ 特 則	がん保険	終身	65歳 まで	責任開始日以後に 診断確定されたが んで入院したとき	1日につき10,000円	××,×××円
	がん手術給付金	終身	65歳 まで	責任開始日以後に 診断確定されたが んで所定の手術を 受けたとき	手術の種類によりがん入 院給付金日額の40倍、 20倍、10倍、5倍	—
	がん診断給付金	終身	65歳 まで	責任開始日以後に がんと診断確定さ れたとき	500,000円	—
	がん外来治療給付金	終身	65歳 まで	責任開始日以後に 診断確定されたが んで所定の外来治 療受診のとき（通 院や往診によるが んの治療を受けた 場合）	1日につき10,000円	—
<上記以外の特約および主な特則>					・ 保険料合計 ××,×××円	

- ・ 裕子さんが2026年10月に子宮体がん（女性特有の所定の病気に該当）と診断確定され、10日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率40倍）を受け、退院後に治療のため10日間通院した場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 裕子さんが2028年2月にケガにより10日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率20倍）を受けたが死亡した場合、支払われる保険金・給付金および解約返戻金等の合計は（ イ ）万円である。なお、<資料 1>の保険料はすべて払い込まれているものとする。

問 8

千恵美さんの姉の朋子さんは、友人と海外旅行に行きたいと考えており、FPの近藤さんに質問をした。下記＜資料＞の海外旅行保険に関する近藤さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料＞

[海外旅行保険の概要]

保険契約者・記名被保険者：山田朋子さん

保険期間：2026年10月1日～2026年10月7日

主な旅行先：ハワイ

旅行目的：観光

補償内容：傷害死亡保険金、疾病死亡保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、
携行品損害保険金、賠償責任保険金が補償されている。

- （ア）「朋子さんが、2026年10月1日、ハワイ旅行出発前に病院に行き、自転車で自宅へ戻る途中に歩行者と接触しケガをさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金の支払い対象となりません。」
- （イ）「朋子さんが旅行中に、ハワイの空港でクレジットカードの盗難に遭った場合、携行品損害保険金の支払い対象となります。」
- （ウ）「朋子さんが旅行中に、ハワイのホテルのバスルームで不注意により水を出しっ放しにして客室を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金の支払い対象となります。」
- （エ）「朋子さんが旅行中に、ハワイのホテルのルームキーを不注意により紛失し、法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金の支払い対象となりません。」

問 9

和幸さんの父であり、株式会社H J（以下、「H J 社」という）の取締役の裕司さんは、23年3ヵ月勤務したH J 社を2026年7月に退職し、退職一時金1,200万円を受け取るとともに、中小企業基盤整備機構から小規模企業共済の共済金（退職金）750万円を一括で受け取った（小規模企業共済の加入期間は18年で勤務先における勤続期間に含まれている）。裕司さんの2026年分の所得税の計算上、これらの退職金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、裕司さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出しており、障害者になったことを基因とする退職ではないものとする。また、過去に退職金の支給を受けたことはなく、短期退職手当等に該当するものは含まれていないものとする。

- 1. 60万円
- 2. 75万円
- 3. 435万円
- 4. 470万円

問 10

和幸さんの叔父の修さんは、所有する自宅（土地および建物）を2026年5月に売却した。修さんの自宅（土地および建物）の売却に関する事項が下表のとおりである場合、この譲渡に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしており、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

取得年月	1996年6月	取得価額	土地	22,500,000円
			建物（鉄筋コンクリート造） （注1）	35,000,000円
譲渡年月	2026年5月	譲渡価額	土地および建物	77,500,000円
		譲渡費用（注2）		2,675,000円

（注1）居住用建物の償却費相当額は、14,175,000円である。

（注2）譲渡費用は、譲渡年に現金で支払った。

- 1. 210,000円
- 2. 225,000円
- 3. 300,000円
- 4. 584,500円

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

＜設例＞

五十嵐輝彦さんは、50代後半を迎え、今後の家族のライフプランなどについて、FPで税理士でもある木内さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2026年9月1日現在のものである。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
五十嵐 輝彦	本人	1970年6月11日	56歳	公務員
麻由	妻	1973年5月19日	53歳	パートタイマー
瞳	長女	2001年4月7日	25歳	会社員
裕一	長男	2007年8月2日	19歳	大学生

〔五十嵐家の状況〕

- ・ 輝彦さんは、大学卒業後、公務員となり、今日に至る。
- ・ 麻由さんは、大学卒業後、会社員となり、その後、輝彦さんと結婚して長女の出産を機に退職した。現在はパートタイマーとして働き、輝彦さんと生計を一にしている。
- ・ 長女の瞳さん、長男の裕一さんは、両親と同居している。
- ・ 輝彦さんおよび麻由さんの両親は、遠方に住んでいる。

〔五十嵐家の年収（2025年分）〕

- ・ 輝彦さん 給与収入850万円（税込み）
- ・ 麻由さん 給与収入100万円（税込み）

〔自宅の状況〕

- ・ 持ち家（一戸建て）、時価4,500万円（土地・建物）
- ・ 住宅ローン（債務者は輝彦さん、団体信用生命保険付き）残債あり

〔保有金融資産（生命保険等を除く）〕 残高合計1,200万円（時価）

名義	金融商品	残高
輝彦さん	普通預金	300万円
	定期預金	100万円
	国内公募追加型株式投資信託	580万円
麻由さん	普通預金	120万円
	定期預金	100万円

〔その他の負債の状況〕

- ・ なし

[生命保険の加入状況]

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
定期保険特約付終身保険	輝彦さん	輝彦さん	麻由さん

[損害保険の加入状況]

- ・ 火災保険（保険契約者、保険料負担者および被保険者は輝彦さん）
自宅建物および家財が保険の対象である。

問 1 1

瞳さんは、債券投資について詳しく知りたいと思い、F Pの木内さんに相談をした。債券投資に関する木内さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「社債等の発行体の信用力が上昇すれば、格付の上昇等の影響を受け、一般的に、クレジット・スプレッドが縮小して債券価格は上昇します。」
- （イ）「他の条件が同じであれば、償還までの期間が長い債券の方がデュレーションは長くなり、金利変動リスクは高くなります。」
- （ウ）「居住者が支払いを受ける特定公社債の利子は、申告分離課税の対象となっています。」
- （エ）「特定公社債の購入時に支払った経過利子は、取得費に含まれません。」

問 1 2

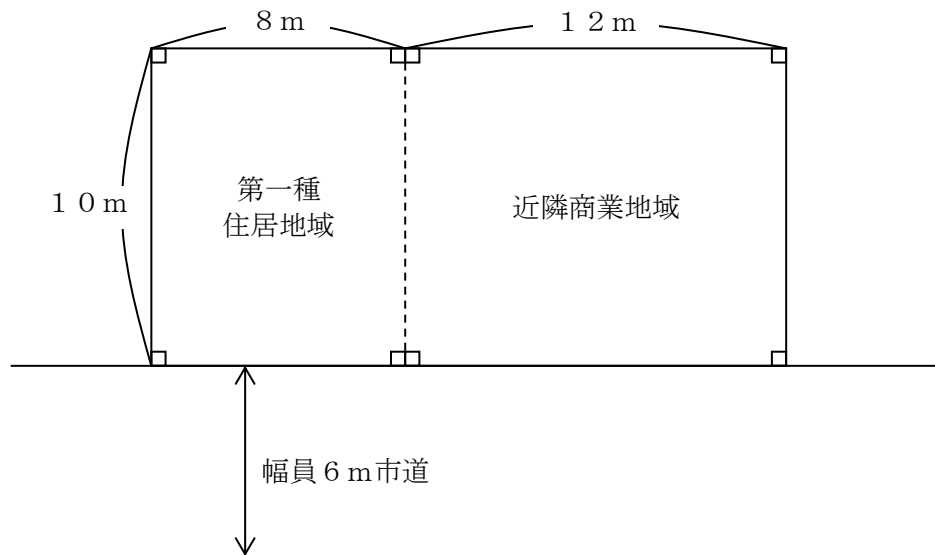
輝彦さんは持ち家（土地・建物）を所有していることから、不動産の公的価格について関心を持ち、F Pの木内さんに質問をした。不動産の公的価格に関する木内さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「相続税評価における倍率地域の借地権割合は、固定資産税の路線価に付されたアルファベットのA～Gまでの記号により求めます。」
- （イ）「土地の相続税評価額を計算する方法には、路線価方式と倍率方式があり、地域ごとにどちらか一方が用いられています。」
- （ウ）「地価公示の公示価格、都道府県地価調査の基準地標準価格および相続税路線価については毎年評価替えが行われますが、固定資産税評価額の評価替えは原則として3年に一度です。」
- （エ）「地価公示の標準地と都道府県地価調査の基準地とは、根拠法、実施機関および価格時点等も異なりますが、同一地点が標準地および基準地の共通地点として選定されることもあります。」

問 1 3

麻由さんの友人の横山さんは、店舗兼住宅（耐火建築物）を建築することを検討している。建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に建物を建築する場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞



[第一種住居地域]

指定容積率 200%

指定建蔽率 60%

準防火地域

[近隣商業地域]

指定容積率 400%

指定建蔽率 80%

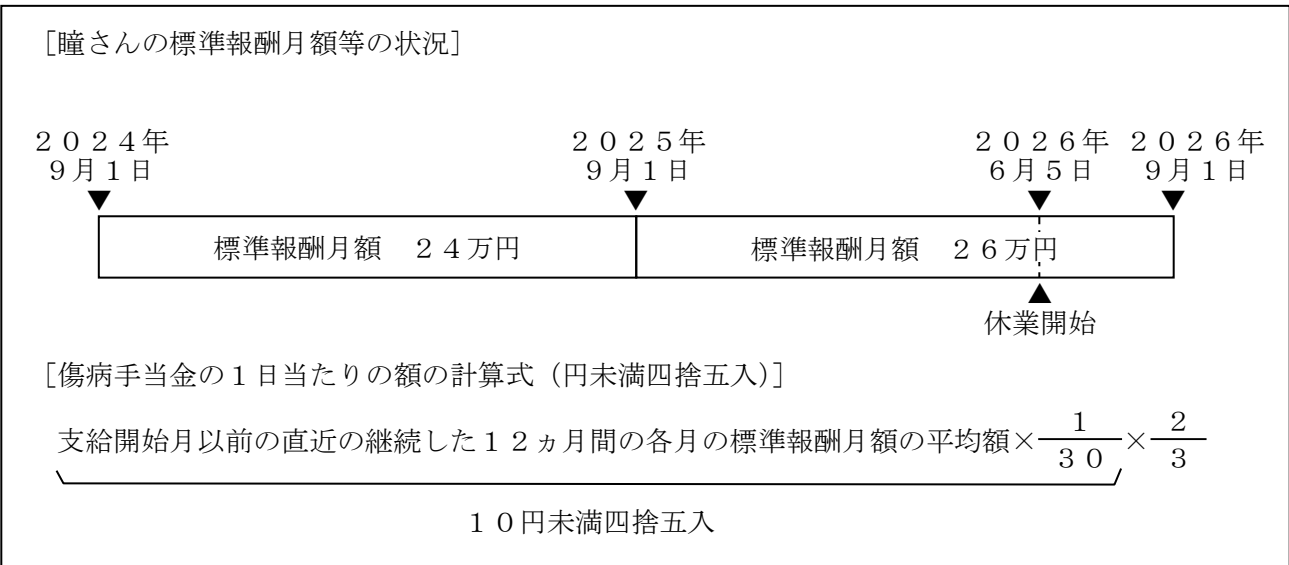
防火地域

※指定容積率および指定建蔽率とは、それぞれ都市計画で定められたものをいう。

問 1 4

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である瞳さんは、私傷病による療養のため労務不能となり、2026年6月5日から6月23日まで連続19日間休業した。6月24日より職場に復帰したが、同一の傷病の療養のため再度労務不能となり、同年7月1日から7月14日まで連続14日間休業した。下記＜資料＞に基づき、瞳さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、瞳さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。

＜資料＞



1. 153,009円
2. 154,089円
3. 170,010円
4. 171,210円

問 1 5

輝彦さんは、老齢厚生年金の繰下げ受給について、F P の木内さんに質問をした。老齢厚生年金の繰下げ受給に関する木内さんが行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、輝彦さんは 6 5 歳に達する日に老齢厚生年金の受給権を取得するものとし、記載のない事項については支給要件を満たしているものとする。

1. 「輝彦さんの繰下げ受給の上限年齢は 7 0 歳であり、繰下げ受給をした場合の年金額は、6 5 歳から受給した場合の額に繰下げ加算額を加算した額となります。」
2. 「輝彦さんが繰下げ受給をした場合の繰下げ加算額は、6 5 歳に達するまでの厚生年金被保険者期間に基づく年金額に、6 5 歳に達した月から繰下げ受給の申出を行った月の前月までの月数 1 ヶ月当たり 0. 7 % の増額率を乗じた額です。」
3. 「輝彦さんの老齢厚生年金には配偶者加給年金額が加算されますが、加給年金額は繰下げ受給をしても増額されません。」
4. 「輝彦さんが 6 5 歳から繰下げ受給の申出を行うまでの間に厚生年金に加入している期間があるときは、その間における在職老齢年金の支給停止額に相当する額は繰下げ加算額の対象とはなりません。」

問 1 6

輝彦さんの弟の和夫さんと妻の京子さんは、生命保険に係る税金について詳しく知りたいと思い、F P で税理士でもある木内さんに相談をした。和夫さんが加入している下記＜資料＞の生命保険の税務に関する木内さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、京子さんは、和夫さんが死亡したことによる死亡保険金を約定どおり年金形式で受け取るものとし、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
収入保障保険	和夫さん	和夫さん	京子さん

- （ア）「京子さんの取得する『定期金に関する権利』が相続税の課税対象となりますが、『5 0 0 万円×法定相続人の数』で計算される『死亡保険金の非課税金額』の適用を受けることができます。」
- （イ）「京子さんが受け取る年金について、年金の受取開始初年度の所得税は全額非課税となります。」
- （ウ）「京子さんが毎年受け取る年金は、相続等生命保険年金に該当し、所得税の源泉徴収がされます。」
- （エ）「毎年の年金の支給額が 2 0 万円超の場合、保険会社から税務署に支払調書が提出されますが、2 0 万円以下の場合には提出されません。」

問 17

輝彦さんは、自宅の建物および家財を保険の対象とした火災保険に加入しているが、自然災害等による損害に不安があるため、F Pの木内さんに質問をした。火災保険に関する木内さんが行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「雨が室内に吹き込み家電製品に損害が生じた場合、その原因が台風や竜巻により窓ガラスが割れたことであるときは補償の対象となりますが、窓を閉め忘れたことであるときは補償の対象なりません。」
2. 「戸建て住宅の場合、その敷地内の車庫に駐車中の自転車や原動機付自転車（総排気量125cc以下）は家財の保険の対象となります。」
3. 「建物が火災による損害を受けて、保険金額に相当する額または一定割合以上が保険金として支払われた場合、保険契約は終了します。」
4. 「地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または家財が全焼した場合、地震保険を付帯していないときは、地震火災費用保険金が支払われることはありません。」

問 18

輝彦さんの友人の柴田さんは父から相続した土地に賃貸アパートを建設して2026年4月1日より事業の用に供している。賃貸アパートの状況等が下記＜資料＞のとおりである場合、柴田さんの2026年分の所得税における不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費が最大になる方法を選択するものとし、減価償却の方法について、定率法が選択できる減価償却資産は定率法を選択し、届け出ているものとする。

＜資料＞

〔賃貸アパートの状況〕			
種類	取得・賃貸を開始した年月	取得価額	耐用年数
建物（アパート）	2026年4月	45,000,000円	22年
建物附属設備	2026年4月	6,000,000円	15年
構築物（駐車場のアスファルト敷）	2026年4月	2,200,000円	10年

〔償却率〕		
耐用年数	定額法	定率法
22年	0.046	0.091
15年	0.067	0.133
10年	0.100	0.200

1. 2,019,000円
2. 2,184,000円
3. 2,316,000円
4. 2,481,000円

問 19

輝彦さんの弟の和夫さんは、下記＜資料＞にある店舗併用住宅とその敷地を所有している。2026年中に和夫さんがこの店舗併用住宅とその敷地について持分2分の1ずつを妻に贈与した場合、妻が納付すべき2026年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、妻は贈与税の配偶者控除の適用を受けるものとし、その適用要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

＜資料＞

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物	2,100万円	・ 建物および宅地ともに贈与直前は、和夫さんがすべて所有していた。 ・ 建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には和夫さん夫婦が居住している。 ・ 建物および宅地ともに居住用部分の割合は3分の1である。 ・ 宅地は上記建物の敷地である。 ・ 贈与時の相続税評価額は、建物全体および宅地全体の価額である。
宅地	3,300万円	

＜贈与税の速算表＞

一般贈与財産、一般税率の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 1,120,000円
2. 1,910,000円
3. 2,130,000円
4. 2,350,000円

問 20

F Pが、自身と顧客との契約行為はもちろん、消費者としての顧客を守るために理解しておくべき法律の一つに「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」がある。同法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律で、消費者トラブルが生じやすい7つの取引類型を対象に、事業者が守るべきルール、消費者を守るためのルール等を定めている。①同法の対象となる取引類型を2つ以上示し、②勧誘等を行う際の事業者の義務、禁止行為等の内容、③消費者を保護するための民事ルールの一つである「クーリング・オフ」の内容について、①②③合わせて300字程度で述べなさい。